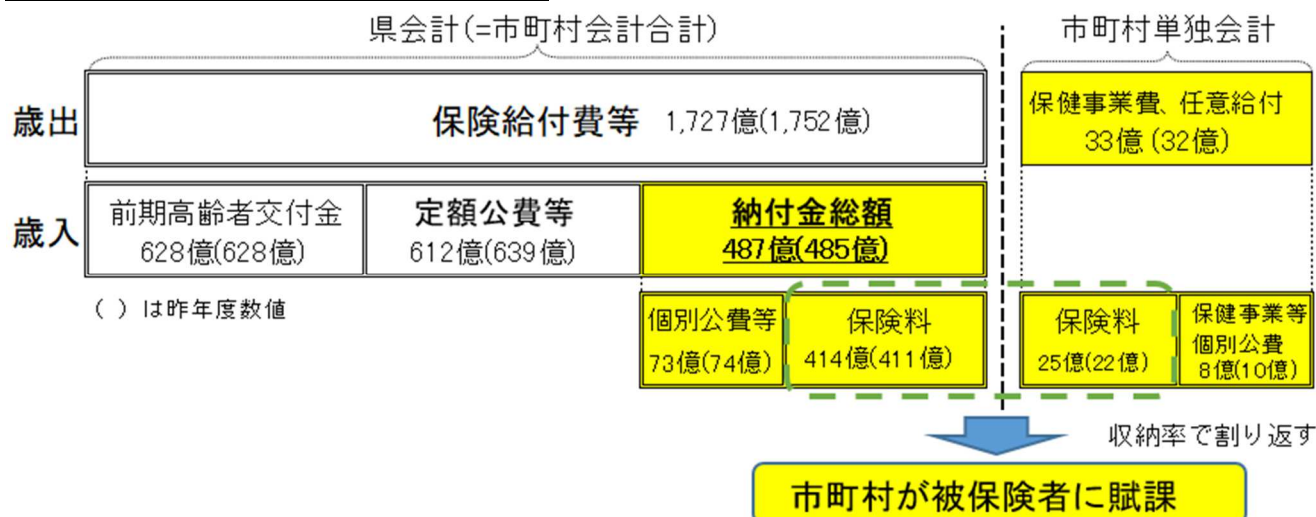


令和 7 年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について

国民健康保険室

1. 納付金額

(1) 県全体の納付金総額 (※1) の状況



※1 R5までは一般被保険者分の他に退職被保険者分を分けて納付金額を算定していた。

(2) 県平均の一人当たり納付金額 (※2) の状況

R 7 (a)	R 6 (b)	対前年比(a/b)
133,565 円	130,054 円	102.7%

※2 医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合算額

(3) 県全体の納付金額の R 6 との比較について

歳出について、対前年比で総額 25 億円の減少とした。これは少子高齢化や後期高齢者医療制度への移行による被保険者の減少に伴い、減少を見込んだため。また、医療分では令和 7 年 8 月より段階的に施行される高額療養費制度における自己負担限度額の引き上げを、診療費推計に反映をしている。

歳入のうち、定額公費等の減は歳出との連動によるもの。また、高額医療費負担金においては、令和 7 年 4 月から対象レセプト基準額が現行の 80 万円から 90 万円への引き上げにより、公費が大幅に減少している。

県全体の納付金額の総額は、R 6 被保険者数の減少幅が推計時の見込より小さかったことと、一人当たり医療費の伸び率が上がっていることから、R 6 と比較して医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で計約 2 億円の増加となっている。

(4) 激変緩和措置の状況

令和 5 年度第 1 回幹事会合意事項に基づき実施。

- ① 激変緩和対象市町村数：3 村〔王滝村、根羽村、売木村〕
- ② 激変緩和措置に要した総額：約 462 万円

(5) 決算剰余金の活用

活用可能な剰余金約 48.6 億円のうち、約 46.6 億円を納付金の減算に使用し、残り約 1.9 億円は「国保運営方針」の趣旨に沿って納付金の年度間の平準化に活用するため、県の財政安定化基金（財政調整事業）に積み立てることとした。

当該基金の目標額は、前期高齢者交付金の最大の精算額が▲22 億円であったことから、20 億円程度としており、令和 6 年 12 月末現在残高約 13.4 億円と今回の積立額を合わせ、約 15.3 億円（目標額の約 76.5%）となる見込。

(6) 市町村別の納付金額

別紙 1 のとおり

(7) 二次医療圏の医療費指数の反映（別紙 2 参照）

「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」に則り、各市町村の医療費指数を当該市町村が属する二次医療圏の医療費指数に 4 / 6 近づけた（上小・松本・長野圏域を除く）。

（なお、この結果、納付金が増加した市町村については、増加率の平均を超える部分を、予算の範囲内において県繰入金で補填する。）

(8) 被保険者数等推計方法の見直し

推計値と実績値の乖離を小さくするため導入した新たなプロセスにより、独自補正を加えたものは以下のとおり。

- ① 仮係数発出前…被保険者数：1 村 世帯数：7 町村
- ② 仮係数発出後…世帯数：1 村（世帯数のうち介護分が年齢構成により大きく減少）

2. 標準保険料率

(1) 都道府県標準保険料率（※3）

長野県	所得割率(%)			均等割額(円)		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
	6.71	2.79	2.33	41,137	16,877	16,808

※3 都道府県間の保険料水準の比較を行うための保険料率であり、全国統一の算定基準(2方式(所得割・均等割))で算出

(2) 市町村標準保険料率（※4）

各市町村に個別に通知。

※4 市町村間の保険料水準の比較を行うための保険料率であり、県内統一の算定基準（3 方式(所得割・均等割・平等割)）で算出

3. 今後の市町村における保険料率の検討

市町村においては、市町村別の納付金額や市町村標準保険料率等の算定結果を参考に、基金等の活用も含め、これまでの保険料率を踏まえて、保険料を決定する。